

公の施設の指定管理者候補者の選定について（報告）

令和5（2023）年7月
国立市指定管理者選定委員会

目次

はじめに	2
1 対象施設の概要	
(1) くにたち市民芸術小ホール	3
(2) くにたち市民総合体育館	4
(3) くにたち郷土文化館	5
(4) 国立市古民家	6
(5) 有料公園施設及び有料広場施設	7
2 個別施設の検討について	
(1) くにたち市民芸術小ホール・くにたち市民総合体育館・くにたち郷土文化館・国立市古民家	8
(2) 有料公園施設及び有料広場施設	10
3 市において検討した指定管理者候補者選定基準	
(1) くにたち市民芸術小ホール指定管理者候補者選定基準（案）	12
(2) くにたち市民総合体育館指定管理者候補者選定基準（案）	14
(3) くにたち郷土文化館等指定管理者候補者選定基準（案）	16
(4) 有料公園施設及び有料広場施設指定管理者候補者選定基準（案）	18
4 参考資料	
(1) 指定管理者選定委員会等開催経過	19
(2) 指定管理者選定委員会委員名簿	20

はじめに

国立市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため設置されています。その役割は大別すると、次の事項となります。

- （１） 指定管理者候補者の選定基準、応募資格及び指定期間等について、市の検討結果を基に審査、検討を行うこと。
- （２） 指定管理者の候補者について審査すること。
- （３） 指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて行う管理業務の停止について審査すること。

この度、選定委員会は、国立市長から令和５年５月２４日付け国環境発第４１号による諮問及び国立市教育委員会から令和５年５月２５日付け国教生発第３６号による諮問に基づき、令和６年３月３１日をもって指定期間満了を迎える各施設について、指定管理者候補者を選定する場合における指定期間、選定基準等について意見を求められました。これを受け、当委員会では、市による検討結果及び対象施設の担当課ヒアリングを基に検討を行い、本報告書を作成しました。

検討に当たっては、指定管理者制度の本来の在り方、施設の設置目的及び施設機能を踏まえ、国立市の公の施設の目的を達成するため管理運営をより良いものとするを念頭に検討を行いました。

今後、対象の公の施設が国立市民の福祉向上と文化・芸術・スポーツの振興のため有効に活用されることを期待し、下記のとおり審査結果について報告をします。

1 対象施設の概要

(1) くにたち市民芸術小ホール

① 施設の目的

市民の芸術、文化の普及振興を図り、地域文化の創造と向上に寄与するため設置されている。

② 施設の規模等

所在地	富士見台 2-48-1
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地上3階地下1階
延床面積	3,217.26㎡
開設年	昭和62年

③ 休館日

毎月第2木曜日、第4木曜日及び年末年始

④ 利用時間

午前9時から午後10時まで

⑤ 主な業務の内容

- ・利用受付業務
- ・施設の維持管理業務
- ・広報と文化・芸術情報の提供
- ・急病等及び緊急時等の対応
- ・市の行事への協力
- ・その他庶務的業務等

(2) く に たち 市民 総合 体育 館

① 施設 の 目的

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与するため設置されている。

② 施設 の 規模 等

ア く に たち 市民 総合 体育 館

所在地	富士見台 2-48-1
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地上3階地下2階
延床面積	6,123.83㎡
開設年	昭和57年

イ 南 市民 プラザ トレーニング 室

所在地	泉 2-3-2
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	322.00㎡
開設年	平成10年

③ 休 館 日

・ 市民 総合 体育 館

毎月第2木曜日及び第4木曜日。(ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときはその翌日。)

年末年始

・ 南 市民 プラザ トレーニング 室

毎週月曜日、火曜日、木曜日及び年末年始

④ 利 用 時 間

・ 市民 総合 体育 館

午前9時から午後10時まで

・ 南 市民 プラザ トレーニング 室

午前10時から午後8時まで

⑤ 主 な 業 務 の 内 容

- ・ 利用受付業務
- ・ 施設の維持管理業務
- ・ 広報とスポーツ情報の提供
- ・ 急病等及び緊急時等の対応
- ・ 市の行事への協力
- ・ その他庶務的業務等

(3) くにとち郷土文化館

① 施設の目的

郷土の歴史、民俗及び自然その他文化、教育に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供するとともに、地域文化の継承と創造並びにその発展に寄与するため設置されている。

② 施設の規模等

所在地	谷保6231
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地上1階地下1階
延床面積	2,181.7㎡
開設年	平成5年

③ 休館日

第2木曜日、第4木曜日及び年末年始

④ 利用時間

午前9時から午後5時まで

※講堂等は午前9時から午後9時30分まで

⑤ 主な業務の内容

- ・利用受付業務
- ・施設の維持管理業務
- ・利用者支援業務
- ・広報と郷土の歴史、民俗及び自然その他文化情報の提供
- ・収蔵品及び資料の管理等
- ・急病等及び緊急時等の対応
- ・市の行事への協力
- ・その他庶務的業務等

(4) 国立市古民家

① 施設の目的

市内の古民家を復元・保存し、市民の利用に供することによって、郷土文化の継承及び発展に寄与するため設置されている。

② 施設の規模等

所在地	泉5-21-20
構造	木造及びコンクリートブロック造
延床面積	137.09㎡
開設年	平成3年

③ 休館日

毎月第2木曜日、第4木曜日及び年末年始

④ 開館時間

午前9時から午後5時まで

⑤ 主な業務の内容

- ・利用受付業務
- ・施設の維持管理業務
- ・利用者支援業務
- ・広報と郷土の歴史、民俗及び自然その他文化情報の提供
- ・収蔵品及び資料の管理等
- ・急病等及び緊急時等の対応
- ・市の行事への協力
- ・その他庶務的業務等

(5) 有料公園施設及び有料広場施設

① 施設の目的

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与するため設置されている。

② 施設の詳細

施設名	所在地	面積
河川敷公園	谷保9544先	野球場2面、サッカー場1面
谷保第三公園	富士見台2-34	野球場1面、テニスコート3面
矢川上公園	富士見台4-4	テニスコート3面
流域下水道処理場広場	泉1-24-45	少年野球場兼ソフトボール場1面、テニスコート4面

③ 休場日

年末年始

④ 利用時間

施設名	4月～8月	9月～3月
河川敷公園、谷保第三公園、矢川上公園	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで
流域下水道処理場広場少年野球場兼ソフトボール場	午前9時から午後6時まで	午前9時から午後5時まで
流域下水道処理場広場テニスコート	午前9時から午後9時まで	

⑤ 主な業務の内容

- ・利用受付業務
- ・施設の維持管理業務
- ・急病等及び緊急時等の対応
- ・市の行事への協力
- ・その他庶務的業務等

2 個別施設の検討について

(1) くにたち市民芸術小ホール・くにたち市民総合体育館・くにたち郷土文化館・国立市古民家

① 市による検討結果

指定管理者制度を活用することで、柔軟な発想やノウハウを有効活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることができる。ただし、制度の活用にあたり、芸小ホールと体育館は、機械室等ハード面での共用が多いことを鑑み、効率化の視点から、同一管理者が管理運営にあたるものとする。また、古民家については国立市指定文化財として無料で展示していることから、郷土館の付属施設として位置付け、一体として指定管理者が管理運営にあたるものとする。

指定管理者候補者の選定については、以下の理由から4施設とも公募によらないこととし、現在の指定管理者であるくにたち文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）から事業計画書を含む申請書類の提出を求める。なお、申請書類が提出された後、選定基準に基づく詳細な審査を行い、妥当と評価された場合に指定管理者候補者として選定する。

ア 施設の維持管理や利用者の受付等の基本的な業務についても支障はなく、利用者からの評価も良好である。今後も財団を指定管理とすることで、引き続き4施設を円滑に管理運営することができ、市民サービスの継続的な向上が期待できる。

イ 「こどもおすすすめ事業」での事業拡充や「アウトリーチ事業」の拡充、「くにたちアートプロジェクト」、また古民家の隣の「城山さとのいえ」との連携事業といったこれまでの指定期間中に実施されてきた事業のブラッシュアップを行うなど、時代の要請や変化に即応する柔軟性を持っている。

ウ 体育館は、スポーツ施設の貸出のみならず、市主催のくにはたちの集い（旧成人式）といった大きな事業や、社会体育事業の実施等、市の政策や事業との連携を円滑に実施することが求められる。また、高齢者やしょうがいしゃが健康やリハビリ等を目的として、スポーツ施設を利用する機会も増えている中で、日々の健康づくりに資する事業の趣旨を理解し展開していくことが必要である。

エ 芸小ホール及び体育館については、施設の構造及び規模の制約があり、大きなイベントによる収益事業には適さない。芸小ホールは地域文化の創造や向上、体育館は健康で文化的な市民生活の向上などが設立趣旨であることから、市民や地域団体と連携した事業を積極的に行うことが望まれ、財団はこれまで、市民や地域団体と連携した事業展開を行ってきた。

オ 郷土館及び古民家は、設立趣旨にあるように郷土の歴史、民俗及び自然等に関する資料の収集・保管・調査研究・展示等教育普及を通じて、地域文化

の継承と創造に寄与し、まちづくりに貢献する自立した市民を育む役割が求められている。その中で、財団は従来から市民との協働により、事業展開を行ってきた。これら市民の高齢化が懸念されることから活動する市民を支えることも求められるが、協働事業の継続的な実施のためにも財団を指定管理者として指定することが妥当である。

カ 郷土館及び古民家において、事業の活性化や円滑かつ効率的な運営を行うためには、相当程度の専門的な知識を有する人材が必要であるとともに、柔軟な発想やノウハウが必要不可欠である。その点、財団は、平成29年度より、郷土館の学芸員が固有職員と位置付けられたことにより継続的な雇用が見込め、専門的な知識やノウハウの蓄積が期待できる状況となっている。

指定期間については、各館を効率的に管理運営するにあたっては、方針を定め、それを実現し、その振り返りをした上で見直しを行う必要があり、そのためには一定の年数が必要となってくる。また、各館の事業は市民と協働で実施するものも多く、協働を見据えてこれら市民の文化活動や創造的活動を熟成するまで支援していくとすると、5年程度先を目標とする必要がある。さらに、郷土の文化・歴史については、調査研究から普及まで一貫性をもって実施することが重要であり、普及に至るまでには一定期間が必要となる。一方で、指定期間を10年間といったように長期間とすることは、コスト削減等の緊張感をもった運営をするには好ましくない。これらの理由により、指定期間はこれまでと同様5年間とする。

選定基準については、「3 市において検討した指定管理者候補者選定基準(1)くにたち市民芸術小ホール指定管理者候補者選定基準(案)、(2)くにたち市民総合体育館指定管理者候補者選定基準(案)、(3)くにたち郷土文化館等指定管理者候補者選定基準(案)」のとおりとする。

② 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、指定期間、選定基準について、③検討結果のとおり集約を行った。

なお、指定申請者から指定申請書類が提出された後、選定基準をもとに審査を行うこととする。

③ 検討結果

ア 指定期間

5年とする。

イ 選定基準

市において検討された指定管理者候補者選定基準から「ウ 付帯事項」のとおり修正するよう求める。

ウ 付帯事項

- ・ 選定基準の審査項目「施設の設置目的に適合する自主事業の提案」について、単に提案されているかではなく、これまでの実績を踏まえ、改善された自主事業が提案されているか評価できるものに修正されたい。
- ・ 選定基準の評価の観点が複数記載されているものについては、それぞれについて評価した上で、項目ごとの評価が行えるよう選定基準を修正されたい。

(2) 有料公園施設及び有料広場施設

① 市による検討結果

指定管理者制度の活用について、平成26年から財団が指定管理者としてスポーツ施設の管理運営を行っているが、指定管理者の業務である施設の維持管理、利用者の受付等に支障はなく、施設利用者からの評価も高い。また、財団は体育館の屋内スポーツ施設と屋外スポーツ施設の双方を一体的に管理運営していることで、より質の高いスポーツの振興及び市民サービスの提供が可能となっている。さらに、体育協会などの地域団体や、市内の小中学校・高校・大学などと連携し、生涯スポーツの観点から高齢者やしょうがいしゃを含めた多くの市民のスポーツニーズに対応する事業を展開してきた実績がある。

このことから、指定管理者候補者の選定については公募によらないこととし、財団から事業計画書を含む申請書類の提出を求める。なお、申請書類が提出された後、選定基準に基づく審査を行い、妥当と評価された場合に指定管理者候補者として選定する。なお、スポーツ施設の維持管理と利用者の受付業務に加えて、施設利用率の向上及び新規利用者の拡大に向けた具体的な施策を、選定基準、仕様書で求め、スポーツの普及振興をもって市民の生活の向上、健康増進を図っていくこととする。

指定期間については、平成30年8月の国立市指定管理者選定委員会でも指摘されていたように、運営コスト削減やサービス向上の観点から、指定管理者が緊張感を持って施設運営を行うため、定期的な評価を行う意味からも、引き続き5年間とする。

選定基準については、「3 市において検討した指定管理者候補者選定基準(4) 有料公園施設及び有料広場施設指定管理者候補者選定基準(案)」のとおりとする。

② 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、指定期間、選定基準について、③検討結果のとおり集約を行った。

なお、指定申請者から指定申請書類が提出された後、選定基準をもとに審査を行うこととする。

③ 検討結果

ア 指定期間

5年とする。

イ 選定基準

市において検討された指定管理者候補者選定基準から「ウ 付帯事項」のとおり修正するよう求める。

ウ 付帯事項

- ・ 利用が多い時間帯とそれ以外の時間帯で利用料に差を設けるなど、利用率向上に向けた取組について検討されたい。
- ・ 利用率向上、サービス向上それぞれの評価ができるよう、選定基準を修正されたい。
- ・ 選定基準の評価の観点が複数記載されているものについては、それぞれについて評価した上で、項目ごとの評価が行えるよう選定基準を修正されたい。

3 市において検討した指定管理者候補者選定基準

(1) くにたち市民芸術小ホール指定管理者候補者選定基準（案）

審査項目	評価の観点	評価
1. 管理運営における基本方針	【運営方針】 ・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に合致しているか ・事業計画の見直しを実施できるか ・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可能か 等	
	【コンプライアンス】 ・遵守すべき法令等を特定しているか ・法令の周知徹底を図ることは可能か 等	
2. 平等な利用の確保	【情報の提供】 ・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できるか ・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か（多言語化やピクトグラム化を含む） 等	
	【利用者への対応】 ・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか ・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な取組を行えるか ・不公平のない接客をするための具体的な取組を行えるか 等	
3. 施設の設置目的に適合する利用促進	【広報】 ・積極的に広報・PR活動を実施できるか ・ホームページ・SNS等の積極的な活用が図れるか ・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか 等	
	【苦情対応】 ・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか ・寄せられた意見等に誠実に対応し、必要に応じてサービス改善に繋げていくことができるか 等	
	【利用者アンケート】 ・利用者アンケートの効果的な収集について適宜検討・見直しを行い（デジタル化含む）、意見を必要に応じて活用できるか 等	
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施されるか ・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化されているか ・財政基盤（経営・収支）は安定しているか 等	
5. 管理経費の縮減方策	・物品購入契約等に関する、入札（見積比較等）は実施されるか ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われるか ・利用者・利用料収入を増やすための柔軟な取組が実施できるか ・具体的な経費削減（又は歳入増加）の取組を実施できるか 等	

6. 職員体制及び研修体制	【職員体制】 ・ 適正な職員の配置は可能か ・ 命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は可能か ・ 運営会議（ミーティング）等は定期的な開催は可能か 等	
	【研修体制】 ・ 職員の研修計画（年次）を作成できるか ・ 職員が外部研修に参加しやすい環境を整備できるか ・ 利用者への応接等の職員研修を実施できるか 等	
7. 個人情報保護対策	・ 個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることは可能か ・ 利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者等への明示は可能か ・ 個人情報に係る職員研修を実施できるか 等	
8. 危機管理についての取り組み	【安全・安心の体制】 ・ チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか ・ 緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行えるか 等	
	【緊急時対応】 ・ 「緊急時対応マニュアル」（防犯・防災・疾病・傷病含む）の策定の検討・導入を行えるか ・ 災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか 等	
9. 施設・設備の維持管理	【施設・設備】 ・ 日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・ 定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出された課題への迅速で抜本的な対応（処置）は可能か 等	
	【備品】 ・ 施設の「備品台帳」により備品を管理できるか ・ 利用者が直接使用する備品に安全性に関わる損傷等がないか定期的な確認を行えるか 等	
	【清掃】 ・ 日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・ 施設の衛生管理を適切に行えるか 等	
10. 施設の設置目的に適合する自主事業の提案	芸術小ホールの設置目的である「市民の芸術、文化の普及振興を図り、地域文化の創造と向上に寄与する」に適合した自主事業の提案がなされているか	

(2) く にたち市民総合体育館指定管理者候補者選定基準 (案)

審査項目	評価の観点	評価
1. 管理運営における基本方針	【運営方針】 ・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に合致しているか ・事業計画の見直しを実施できるか ・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可能か 等	
	【コンプライアンス】 ・遵守すべき法令等を特定しているか ・法令の周知徹底を図ることは可能か 等	
2. 平等な利用の確保	【情報の提供】 ・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できるか ・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か（多言語化やピクトグラム化を含む） 等	
	【利用者への対応】 ・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか ・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な取組を行えるか ・不公平のない接客をするための具体的な取組を行えるか 等	
3. 施設の設置目的に適合する利用促進	【広報】 ・積極的に広報・PR活動を実施できるか ・ホームページ・SNS等の積極的な活用が図れるか ・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか 等	
	【苦情対応】 ・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか ・寄せられた意見等に誠実に対応し、必要に応じてサービス改善に繋げていくことができるか 等	
	【利用者アンケート】 ・利用者アンケートの効果的な収集について適宜検討・見直しを行い（デジタル化含む）、意見を必要に応じて活用できるか 等	
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施されるか ・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化されているか ・財政基盤（経営・収支）は安定しているか 等	
5. 管理経費の縮減方策	・物品購入契約等に関する、入札（見積比較等）は実施されるか ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われるか ・利用者・利用料収入を増やすための柔軟な取組が実施できるか ・具体的な経費削減（又は歳入増加）の取組を実施できるか 等	
6. 職員体制及び研修体制	【職員体制】 ・適正な職員の配置は可能か ・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は可能か ・運営会議（ミーティング）等は定期的な開催は可能か 等	

	【研修体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修計画（年次）を作成できるか ・職員が外部研修に参加しやすい環境を整備できるか ・利用者への応接等の職員研修を実施できるか <p style="text-align: right;">等</p>	
8. 危機管理についての取り組み	【安全・安心の体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか ・緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行えるか <p style="text-align: right;">等</p>	
	【緊急時対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時対応マニュアル」（防犯・防災・疾病・傷病含む）の策定の検討・導入を行えるか ・災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか <p style="text-align: right;">等</p>	
9. 施設・設備の維持管理	【施設・設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出された課題への迅速で抜本的な対応（処置）は可能か <p style="text-align: right;">等</p>	
	【備品】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の「備品台帳」により備品を管理できるか ・利用者が直接使用する備品に安全性に関わる損傷等がないか定期的な確認を行えるか <p style="text-align: right;">等</p>	
	【清掃】 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・施設の衛生管理を適切に行えるか <p style="text-align: right;">等</p>	
10. 施設の設置目的に適合する自主事業の提案	総合体育館の設置目的である「市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与すること」に適合した自主事業の提案がなされているか	

(3) く にたち郷土文化館等指定管理者候補者選定基準 (案)

審査項目	評価の観点	評価
1. 管理運営における基本方針	【運営方針】 ・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に合致しているか ・事業計画の見直しを実施できるか ・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可能か 等	
	【コンプライアンス】 ・遵守すべき法令等を特定しているか ・法令の周知徹底を図ることは可能か 等	
2. 平等な利用の確保	【情報の提供】 ・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できるか ・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か（多言語化やピクトグラム化を含む） 等	
	【利用者への対応】 ・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか ・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な取組を行えるか ・不公平のない接客をするための具体的な取組を行えるか 等	
3. 施設の設置目的に適合する利用促進	【広報】 ・積極的に広報・PR活動を実施できるか ・ホームページ・SNS等の積極的な活用が図れるか ・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか 等	
	【苦情対応】 ・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか ・寄せられた意見等に誠実に対応し、必要に応じてサービス改善に繋げていくことができるか 等	
	【利用者アンケート】 ・利用者アンケートの効果的な収集について適宜検討・見直しを行い（デジタル化含む）、意見を必要に応じて活用できるか 等	
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施されるか ・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化されているか ・財政基盤（経営・収支）は安定しているか 等	
5. 管理経費の縮減方策	・物品購入契約等に関する、入札（見積比較等）は実施されるか ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われるか ・利用者・利用料収入を増やすための柔軟な取組が実施できるか ・具体的な経費削減（又は歳入増加）の取組を実施できるか 等	
6. 職員体制及び研修体制	【職員体制】 ・適正な職員の配置は可能か ・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は可能か ・運営会議（ミーティング）等は定期的な開催は可能か 等	

	<p>【研修体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の研修計画（年次）を作成できるか ・ 職員が外部研修に参加しやすい環境を整備できるか ・ 利用者への応接等の職員研修を実施できるか <p style="text-align: right;">等</p>	
7. 個人情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることは可能か ・ 利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者等への明示は可能か ・ 個人情報に係る職員研修を実施できるか <p style="text-align: right;">等</p>	
8. 危機管理についての取り組み	<p>【安全・安心の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか ・ 緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行えるか <p style="text-align: right;">等</p>	
	<p>【緊急時対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緊急時対応マニュアル」（防犯・防災・疾病・傷病含む）の策定の検討・導入を行えるか ・ 災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか <p style="text-align: right;">等</p>	
9. 施設・設備の維持管理	<p>【施設・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・ 定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出された課題への迅速で抜本的な対応（処置）は可能か <p style="text-align: right;">等</p>	
	<p>【備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の「備品台帳」により備品を管理できるか ・ 利用者が直接使用する備品に安全性に関わる損傷等がないか定期的な確認を行えるか <p style="text-align: right;">等</p>	
	<p>【清掃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・ 施設の衛生管理を適切に行えるか <p style="text-align: right;">等</p>	
10. 施設の設置目的に適合する自主事業の提案	<p>郷土文化館の設置目的である「資料の収集・保管・調査研究・展示等教育普及を通じ、地域文化の継承・創造に寄与することと併せて、市民の文化活動に貢献すること」、及び古民家の「郷土の伝統的な生活習慣や芸能、工芸等に関する体験の出来る空間」というコンセプトに適合した自主事業の提案がなされているか</p>	

(4) 有料公園施設及び有料広場施設指定管理者候補者選定基準 (案)

審査項目	評価の観点	評価
1. 市民等の平等な利用を確保することができるものであるか。	①有料公園施設及び有料広場施設の運営方針は、市の施策及び施設の設置目的に合致しているか。	
	②一部の市民に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。	
2. 施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。	①施設利用率の向上やサービスの向上を図るための取り組みが図られているか。 ・事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって、魅力的なものとなっているか。 ・具体的な施設利用率向上に係る方策が提案されているか。 ・利用者への応接等の職員研修は計画しているのか。 ・利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策はとられているか。 ・施設の運営に市民・利用者が関与することについて、方策がとられているか（市民からの企画の募集などを行っているか等）。	
	②事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	
	③施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報等）がとられているか。	
3. 管理運営に係る経費の削減が図られているものであるか。	①現実的な経費見積りがなされているか。	
4. 管理運営を安定して行うために必要な物的能力、人的能力を有しているか。	①適正な職員配置（専門職を含む。）となっているか。	
	②職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	
	③施設の管理運営の実績はどうか（公的施設等）。	
	④事業開催時に日常管理運営業務に支障が出ない体制となっているか。	
	⑤緊急時対策や防災対策はとられているか。	
	⑥個人情報保護の管理体制は適切か。	
	⑦財政基盤（経営・収支）は安定しているか。	
5. その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
	②施設の衛生管理は適切か。	

4 参考資料

(1) 指定管理者選定委員会等開催経過

令和4年11月29日	市民芸術小ホール・市民総合体育館・郷土文化館・古民家・有料公園施設・有料広場施設管理に係る指定管理者制度の活用及び今後のスケジュールについて庁議報告
令和5年4月25日	市民芸術小ホール・市民総合体育館・郷土文化館・古民家・有料公園施設・有料広場施設に係る令和6年度以降の指定管理に関する方向性について庁議付議
令和5年6月2日	【令和5年度第1回国立市指定管理者選定委員会の開催】 市で検討した指定期間、選定基準等に対し、委員から意見を聴取

(2) 指定管理者選定委員会委員名簿

(敬称略)

令和5年6月2日現在

氏名	委員区分	備考
竹内 光博	副市長	委員長
宮崎 宏一	政策経営部長	副委員長
山重 慎二	学識経験者委員	
河合 敬則	学識経験者委員	
市岡 一彦	市民委員	
秦 和壽	市民委員	
長田 保	市民委員	
大川 潤一	健康福祉部長	
松葉 篤	子ども家庭部長	
黒澤 重徳	生活環境部長	
北村 敦	都市整備部長	
橋本 祐幸	教育部長	